

【募集要項】

宮城県青少年問題協議会委員の募集について

宮城県では「宮城県青少年問題協議会」を設置し、青少年の指導・育成・保護等に関する総合的施策の樹立について、重要事項の調査審議や関係行政機関相互の連絡調整を図っています。

青少年に関する施策の推進について、県民の皆さまとともに考えていくため、このたび、宮城県青少年問題協議会の委員を募集します。

- 1 応募資格 ①青少年（子ども・若者）の指導・育成・保護等の推進に関心のある方
②平日に開催される会議に出席できる方（年1～2回程度）
③宮城県内に居住している方
④令和2年4月1日現在で満20歳以上の方
（※ただし、応募の時点で、県の職員の方は応募することができません。）
- 2 募集人員 若干名
- 3 任 期 委嘱の日（令和3年1月1日の予定）から2年間
- 4 報 酬 等 「附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例」に基づき、報酬及び旅費を支給いたします。
- 5 募集期間 令和2年10月1日（木）から令和2年10月30日（金）まで（必着）
- 6 応募方法 提出書類
①必要事項を記入した応募用紙
②作文：青少年の指導・育成・保護等の推進についての意見
（800字以内、様式自由、手書き・パソコン可）
なお、応募用紙は、宮城県環境生活部共同参画社会推進課のホームページから電子ファイルが取り出せるほか、当課にも常置してあります。

提出方法・問合せ先

下記宛てに郵送、持参、電子メールにより提出してください。

〒980-8570

仙台市青葉区本町3丁目8-1

宮城県環境生活部共同参画社会推進課（宮城県庁13階南側）

電 話 022-211-2577

FAX 022-211-2392

電子メール seisyo9@pref.miyagi.lg.jp

ホームページ <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/kyosha/kyogikaiboshu.html>

- 7 選考方法 応募資格の確認及び書類審査を通過した応募者について面接を行い、委員を選考します。面接は、令和2年12月上旬を予定しています。
面接の詳細については、応募資格の確認及び書類審査を通過した応募者に御案内します。なお、選考結果については、応募者全員に通知します。